

第4期山江村地域福祉計画



令和2年3月

山江村

はじめに

近年、わが国では、少子・高齢化、人口減少が急速に進展していくなかで、高齢者世帯や単身世帯の増加など核家族化が進み、コミュニティー意識が希薄化し、家庭や地域での支え合いの機能が低下するなど、地域においては、さまざまな課題を抱え支援を必要とする方が増加しております。



このような社会情勢の中にあって、誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしていくためには、行政だけでなく社会福祉協議会や社会福祉法人、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と地域住民と一緒に地域福祉活動を推進し、地域における支え合い、助け合いの仕組み作りを進めることが求められています。

本村では、平成 27 年度から平成 31 年度までを対象期間とした「第 3 期山江村地域福祉計画」を平成 27 年 3 月に策定し、「助け合い支え合う いきいき安心のむら山江」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に努めてまいりました。今回、計画の見直し時期であることを受け、基本理念を「誰もが心身健康に暮らせるむらづくり」として、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 ヶ年を計画期間とする「第 4 期山江村地域福祉計画」を策定しました。

第 4 期計画では、第 3 期計画の理念を引き継ぐとともに、より地域の状況にあった施策を目指しております。また、本計画の推進にあたっては、地域住民の皆さまの活動への参加や取組が大きな役割を果たすこととなりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました山江村地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見や多大なご協力をいただきましたすべての皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

山江村長 内山 慶治

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景.....	2
2	地域福祉計画の根拠.....	2
3	地域福祉のとらえ方.....	3
4	「自助」「互助」「共助」「公助」の役割.....	4
5	計画の位置づけ.....	5
6	計画の期間.....	6
7	計画の策定体制.....	7
第 2 章	地域福祉を取り巻く状況.....	9
1	人口・高齢化の状況.....	10
2	世帯構成の推移.....	11
3	要介護者（支援）認定者の状況.....	12
4	障がい者手帳所持者の状況.....	13
5	人的資源の状況.....	14
6	地域福祉に関する施設等の状況.....	17
第 3 章	計画の基本的な考え方.....	19
1	基本理念.....	20
2	基本目標.....	21
3	取り組みの体系.....	22
第 4 章	取り組みの内容.....	23
基本目標 1	福祉サービスを選びやすくする仕組みをつくる.....	24
基本目標 2	地域の福祉力をのばす.....	32
基本目標 3	私たちが参加しやすい環境をつくる.....	42
第 5 章	計画の推進に向けて.....	51
1	協働による計画の推進.....	52
2	計画の評価・見直し.....	53
資料編		55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

全国的に高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある 50 代の子が同居することによる問題（8050 問題）や、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことが必要とされています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などがすすめられています。

山江村では、平成 26 年 3 月に「第 3 期山江村地域福祉計画」を策定し、地域福祉を総合的に推進してきました。これまでの地域福祉や地域福祉計画にかかわる取組等をもとにしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として「第 4 期山江村地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき、市町村が策定する計画です。

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

社会福祉法（第 107 条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 地域福祉のとらえ方

地域における多様な「福祉」

私たちが暮らすこの地域は、少子高齢化の中にあります。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障がいのある人への支援といったさまざまな側面があります。

これらのサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づき、行政職員や福祉サービス事業者によって実施されるものに加え、地域ボランティアの方々なども、その担い手として活躍されています。

私たちと「福祉」の関わり

私たちにとって、齢をとることは誰もが避けられないことであり、また、子育てや事故、病気等で手助けを必要とする場合も多々発生します。このように考えると、「福祉」はある特別な人たちだけを対象とするものではなく、生活のあらゆる場面で誰もが「福祉」に関わって生きているということがいえます。

「地域福祉」の基本的な考え方

今後、少子高齢化の一層の進行や近所づきあいの減退、景気の伸び悩みなどが私たちの暮らしに大きな影響を与え、生活課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域で暮らす人たちがお互いに支え合い、助け合いながら、地域の絆を強め、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

地域住民・地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かすことが大切になります。

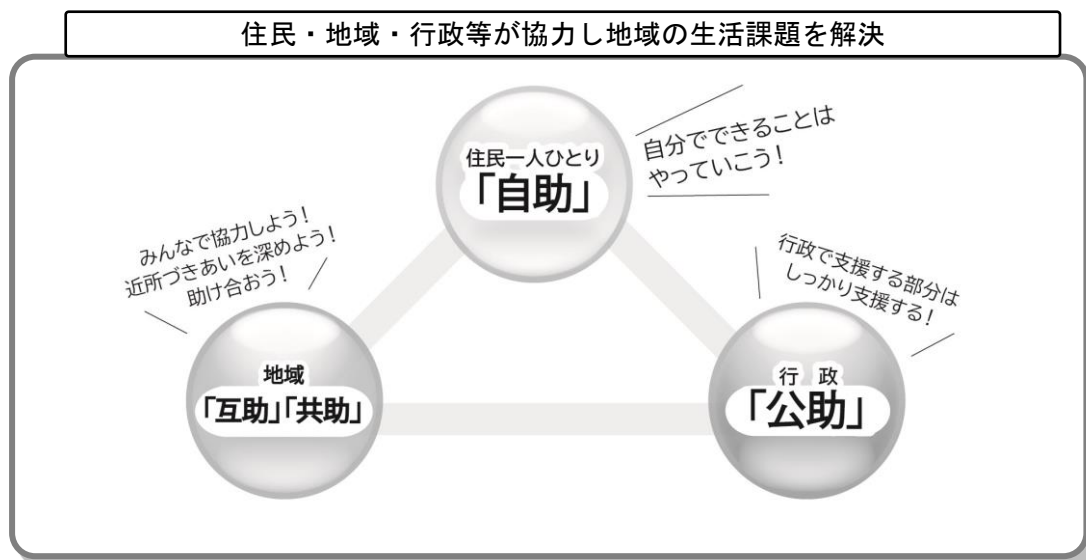
4 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

地域社会では、住民一人ひとり、団体、事業所、行政など立場の違うそれぞれが地域の大切な構成員であり、そのそれぞれが地域の福祉活動に取り組むことが求められています。

福祉活動の役割分担として、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つに区分し、これらをまとめて「地域福祉のための4つの助け」といいます。

まず、「自助」とは「自分自身や家族の活動」を指しますが、この自助の力が低下する昨今では、「公的な制度による福祉サービスの整備（公助）」だけでなく、「個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力で助け合う（互助）」や「地域活動・地域福祉活動を行う人、福祉サービス事業者などによる地域での組織化された活動（共助）」の役割がますます重要となってきています。

「地域福祉計画」は、「互助・共助」を中心としながら、地域全体で福祉活動に参加し、お互いに支え合い、助け合うための基本的な考え方や取り組みについて示すものです。



「自助」とは
住民一人ひとり
や家族に期待さ
れる役割です。

例えば…
・近所の人への
あいさつ
・健康維持

「互助」「共助」とは
ご近所のほか、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所、各関係団体、企業・事業所、ボランティア等地域の団体・組織等に期待される役割です。

例えば…
・見守り活動
・地域の交流
・助け合いの活動

「公助」とは
法や制度に基づ
いて実施する行
政の役割です。

例えば…
・児童福祉サービス
・高齢福祉サービス
・障がい福祉サービス

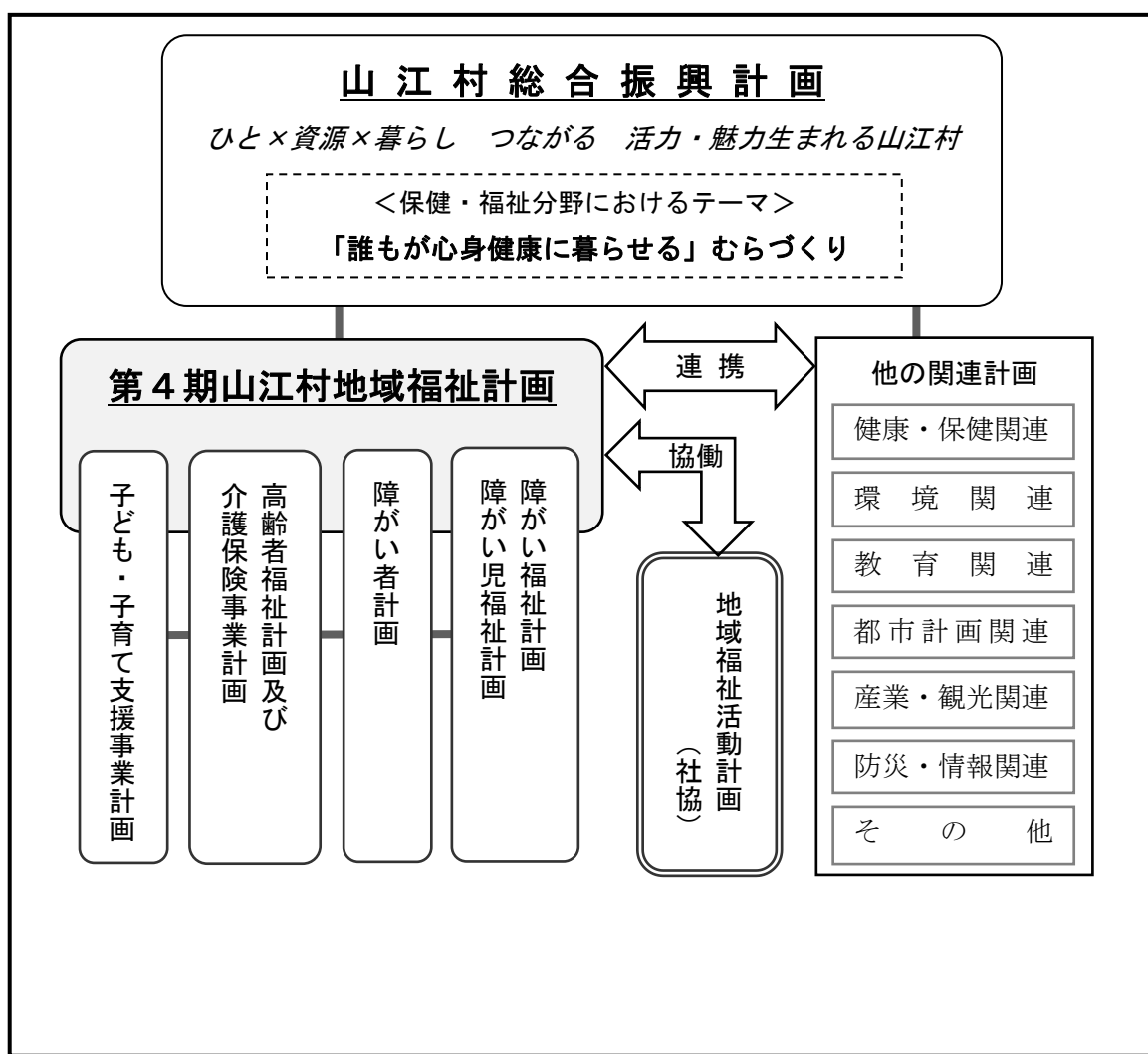
5 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

山江村における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、「山江村総合振興計画」における基本構想及び基本計画に基づき、「誰もが心身健康に暮らせる むらづくり」を目指しています。あわせて、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援・児童福祉など、各福祉分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

＜本計画の位置づけ＞



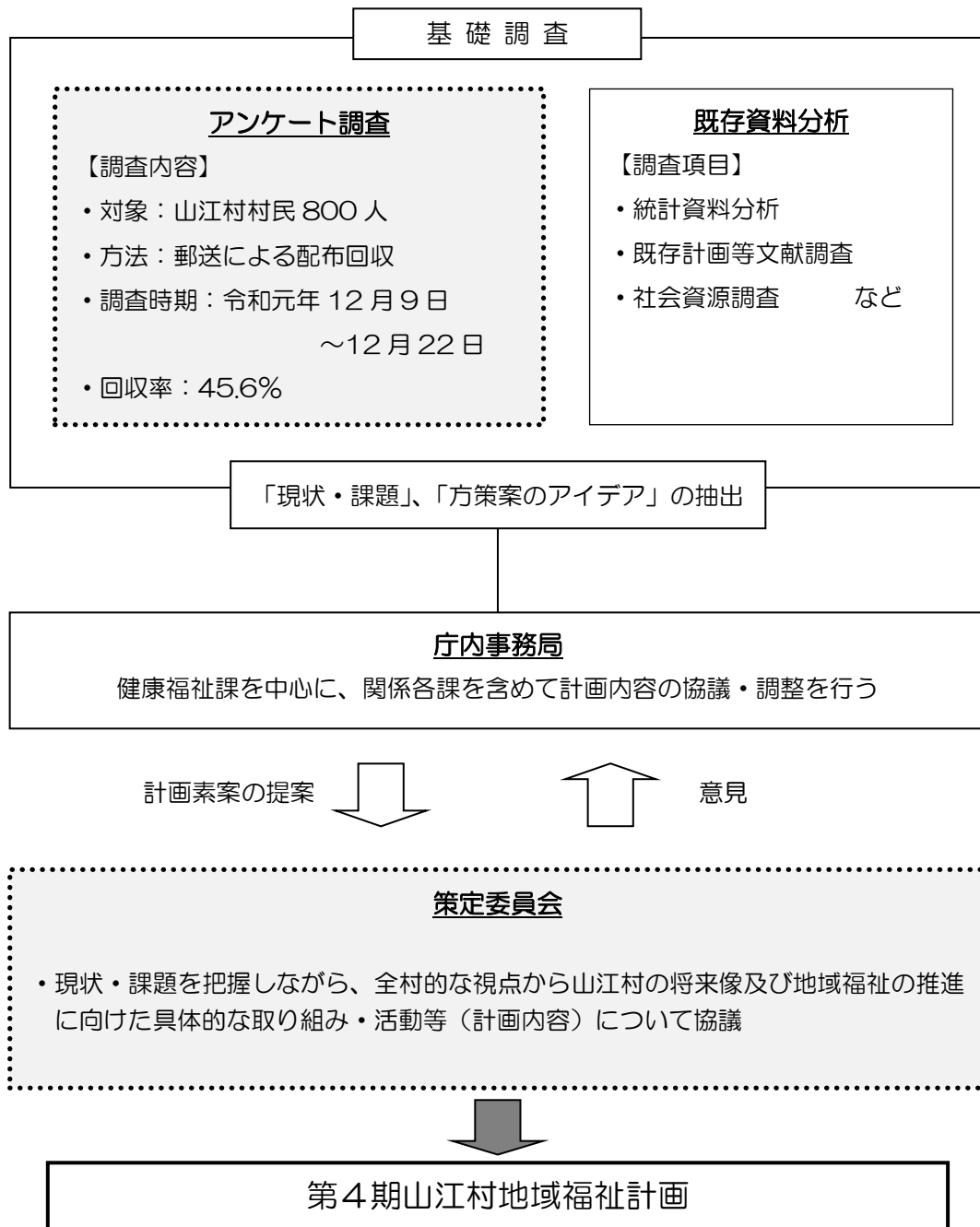
6 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、最終年度には見直しを行います。

なお、社会状況の変化や制度改正に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
総合振興計画	第 6 次									第 7 次
地域福祉計画	第 4 期					第 5 期				
障がい福祉計画	第 5 期	第 6 期			第 7 期			第 8 期		
障がい児福祉計画	第 1 期	第 2 期			第 3 期			第 4 期		
障がい者計画	第 2 期				第 3 期					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第 7 期	第 8 期			第 9 期			第 10 期		
子ども・子育て 支援事業計画	第 1 期					第 2 期				

7 計画の策定体制



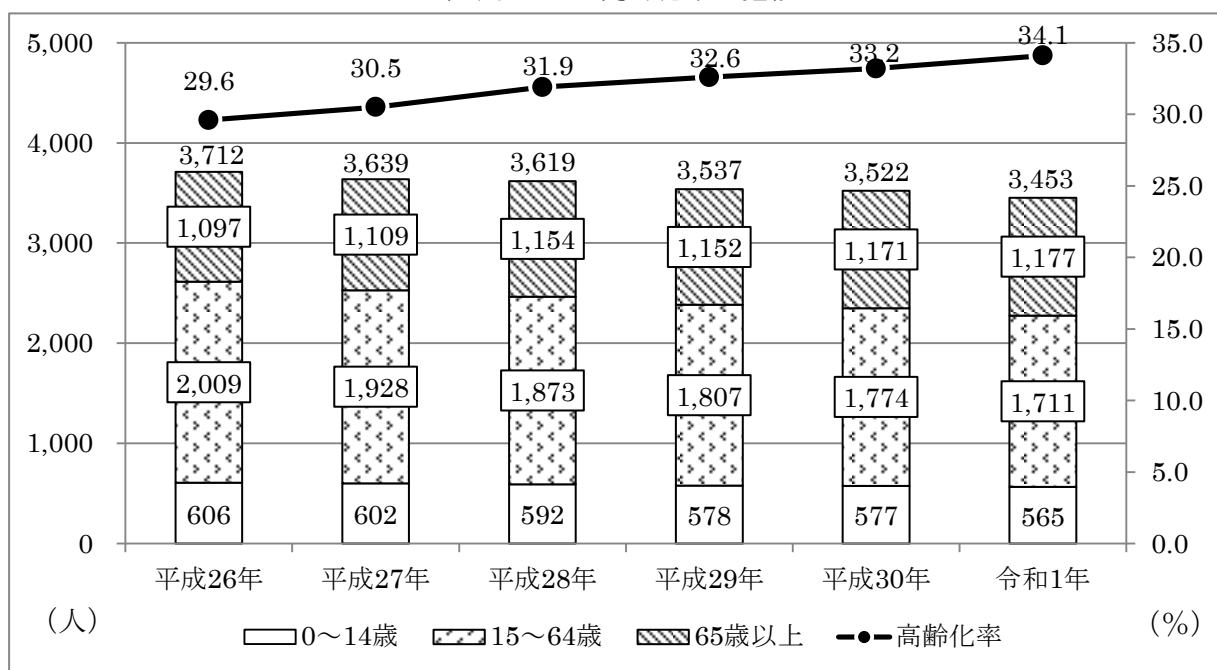
※  は、住民参加による策定プロセス

第 2 章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・高齢化の状況

本村の年齢別人口をみると、総人口は各年で減少傾向にあり、特に15～64歳人口においては平成26年では2,009人であったのが令和1年には1,711人まで減少しています。0～64歳人口は年々減少しているのに対し、65歳以上人口は増加傾向にあり、平成26年では1,097人であったのが令和1年には、1,177人まで増加しています。それに伴って高齢化率は年々増加しており、平成26年では29.6%であったのが、令和1年には34.1%まで上昇しています。

<年齢別人口・高齢化率の推移>



資料：住民基本台帳（9月30日）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年
総人口	3,712	3,639	3,619	3,537	3,523	3,453
0～14歳	606	602	592	578	577	565
構成比	16.3%	16.5%	16.4%	16.3%	16.4%	16.4%
15～64歳	2,009	1,928	1,873	1,807	1,774	1,711
構成比	54.1%	53.0%	51.8%	51.1%	50.4%	49.6%
65歳以上	1,097	1,109	1,154	1,152	1,171	1,177
構成比	29.6%	30.5%	31.9%	32.6%	33.2%	34.1%
65～74歳	461	472	510	519	541	554
構成比	12.4%	13.0%	14.1%	14.7%	15.4%	16.1%
75歳以上	636	637	644	634	630	623
構成比	17.1%	17.5%	17.8%	17.9%	17.9%	18.0%

資料：住民基本台帳（9月30日）

2 世帯構成の推移

世帯構成比の推移をみると、一般世帯総数は平成7年から平成22年にかけてほぼ横ばいで推移していましたが、平成22年から平成27年は減少傾向にあり、平成27年は1,147世帯となっています。

内訳をみると、その他の親族世帯が20年間で120世帯減少し、単独世帯については20年間で60世帯増えています。これは、ひとり暮らしの高齢者の増加による影響と考えられます。

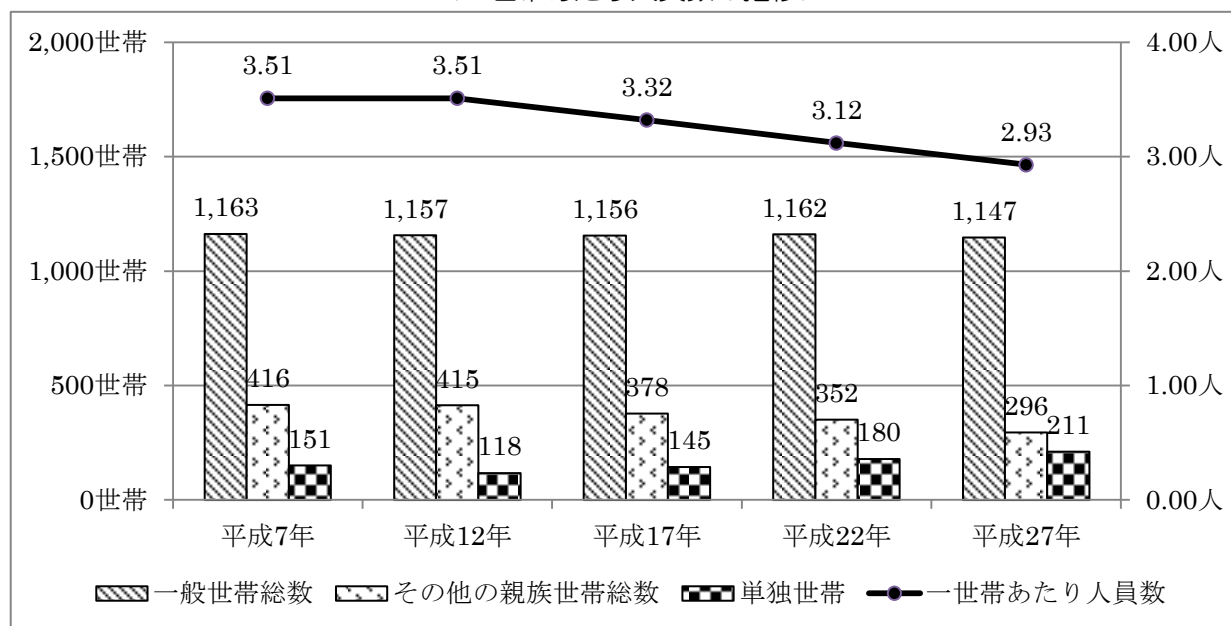
＜世帯構成の推移＞

単位：世帯

項 目	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数（人）
		総数	核家族世帯					その他の親族世帯			
			総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成7年	1,163	1,009	593	223	288	16	66	416	3	151	4,083
平成12年	1,157	1,036	621	214	296	14	97	415	3	118	4,058
平成17年	1,156	1,011	633	218	294	14	107	378	0	145	3,833
平成22年	1,162	975	623	237	261	13	112	352	7	180	3,628
平成27年	1,147	929	633	232	252	20	129	296	7	211	3,365

資料：国勢調査

＜一世帯あたり人員数の推移＞

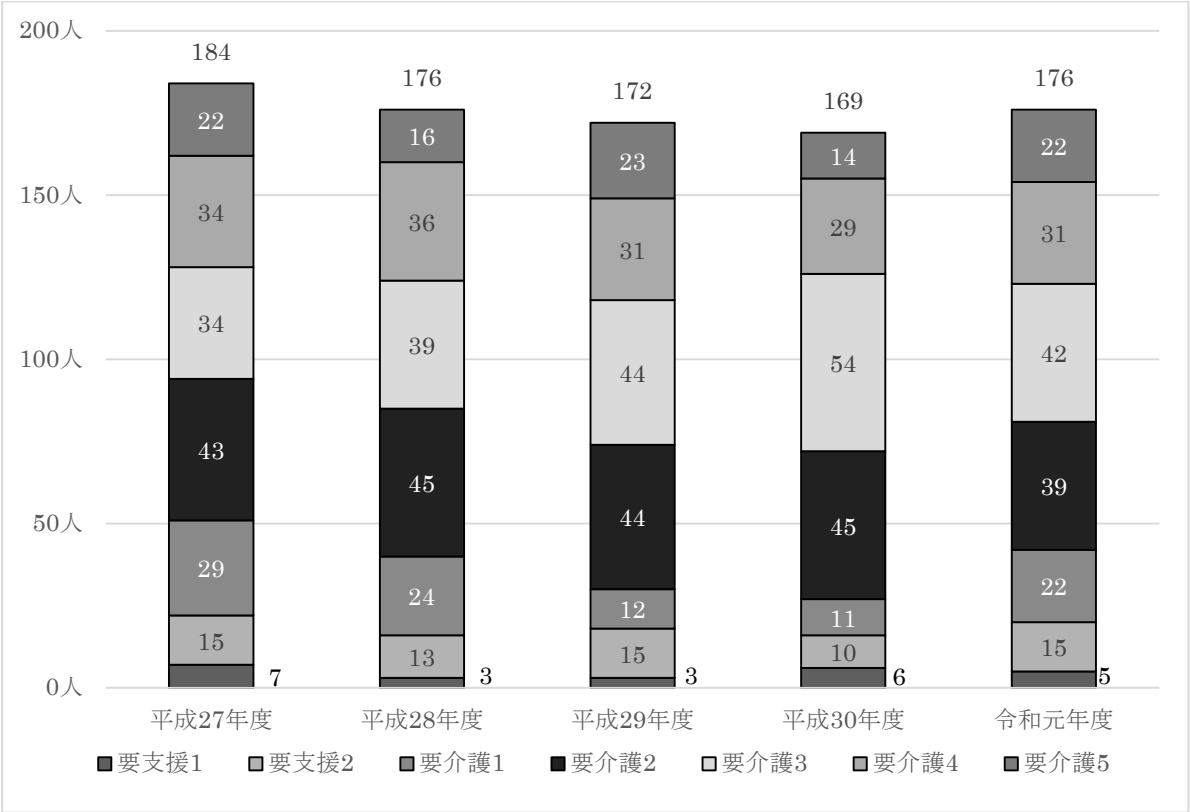


3 要介護（支援）認定者の状況

本村の要介護（支援）認定者数の状況をみると、全体では平成27年度の184人から令和元年度で176人と8人減少しています。

また、内訳をみると、要介護2～5の中・重度者が7割以上を占めており、重度化が進んでいる状況がうかがえます。

＜要介護（支援）認定者数の状況（第1号被保険者のみ）＞



資料：介護保険事業状況報告（各年10月月報）

単位：人

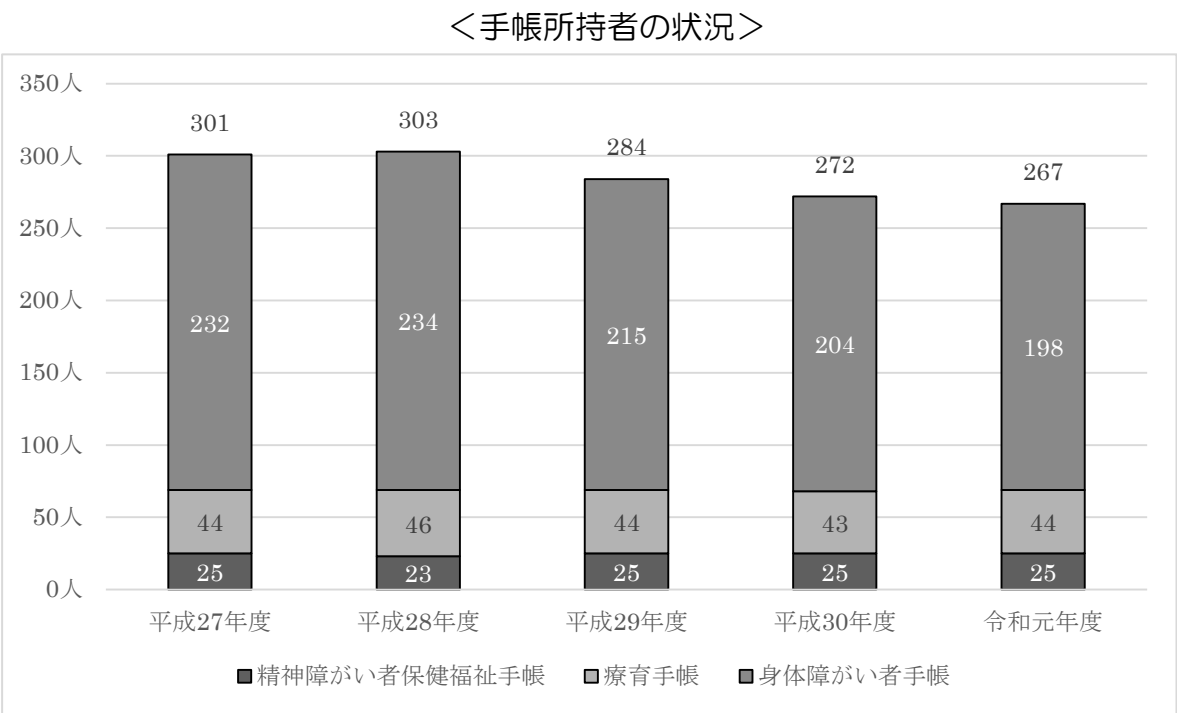
項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計	184	176	172	169	176
要介護5	22	16	23	14	22
要介護4	34	36	31	29	31
要介護3	34	39	44	54	42
要介護2	43	45	44	45	39
要介護1	29	24	12	11	22
要支援2	15	13	15	10	15
要支援1	7	3	3	6	5

資料：介護保険事業状況報告（各年10月月報）

4 障がい者手帳所持者の状況

本村の手帳所持者全体の状況をみると、平成 27 年度から令和元年度にかけて 34 人減少しており、267 人となっています。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者が 34 人減少しており、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数ほぼ横ばいで推移しています。



資料：健康福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

単位：人

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合 計	301	303	284	272	267
身体障がい者手帳	232	234	215	204	198
療育手帳	44	46	44	43	44
精神障がい者保健福祉手帳	25	23	25	25	25

資料：健康福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

5 人的資源の状況

①民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。また、民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が設置されます。

主な職務は、以下のとおりです。

- 住民の生活状態を把握し、援護が必要な人の自立への相談・助言・援助を行うこと
- 援護が必要な人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- 県福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
- 住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

本村では、平成28年12月から各地区に1名の民生委員・児童委員を配置しており、16人の民生委員・児童委員（各地区に1名配置）と、2名の主任児童委員※が活動しています。

※主任児童委員：子ども、子育てに関する支援を専門に担当する委員

②見守りネットワーク協力員

少子高齢化が進行する中、独居世帯や高齢者世帯等への見守りや声かけ等による安否確認、公的サービスへの結びつけなどの体制をつくり、誰もが安心して暮らしていくことができる地域づくりをめざすため、平成19年度より山江村社会福祉協議会が事務局となり順次立ち上げ、平成24年2月から全16行政区で「山江村地域見守りネットワーク」活動を実施しています。

【対象世帯】

65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人がいる世帯等、見守りが必要と思われる世帯を対象とする。

【見守り協力員】

各行政区で、見守り対象世帯を定め、近隣の住民が協力員として活動している。協力員の定例会には、各区長、民生委員・児童委員も参加協力している。

【活動内容】

安否確認のための見守りや声かけ等を行う。また、定期的な会議を開き、状況の報告や確認等を行っている。

＜見守り協力員・対象世帯数＞

行政区	見守り協力員数	対象世帯数
第1区	7人	10世帯
第2区	11人	15世帯
第3区	10人	12世帯
第4区	18人	13世帯
第5区	3人	5世帯
第6区	7人	11世帯
第7区	11人	21世帯
第8区	11人	18世帯
第9区	17人	17世帯
第10区	19人	11世帯
第11区	11人	16世帯
第12区	8人	7世帯
第13区	14人	12世帯
第14区	9人	5世帯
第15区	11人	11世帯
第16区	11人	7世帯
計	178人	191世帯

資料：山江村社会福祉協議会（令和2年2月現在）

③ボランティア団体

山江村ボランティア連絡協議会に加入している団体（グループ）・個人は12団体（うち個人4人）となっています。

＜山江村ボランティア連絡協議会加入団体・個人一覧＞

団体（グループ）名	会員数	主 な 活 動 内 容
ほたるの会	7人	環境問題に取り組む活動（廃油を利用して石鹸づくり）
山江村婦人会	62人	福祉施設踊りボランティア、青少年防犯ボランティア、交通ボランティア、配食ボランティア、環境・美化運動（ごみ拾い）
読み聞かせボランティア「おひさま」	29人	おはなし、紙芝居ボランティア
合戦ノ峰ボランティア	13人	美化運動（草払い・ごみ拾い）、あいさつ運動、子どもの見守り、お花見（参加者との交流）
山江村青年団	15人	山江村のイベントへの参加・協力、球磨郡青年団協議会のイベントへの参加・協力
山田小学校「環境ボランティア委員会」	全児童	あいさつ運動、美化運動、火曜日アースデイ、書き損じはがき回収、赤い羽根共同募金活動、青少年ボランティア、ペットボトルキャップ集め
万江小学校	全児童	地域の高齢者との交流、万江川周辺の清掃活動、花植え
山江中学校	全生徒	山江老人保健施設への訪問、産業祭での共同募金活動、学校周辺の清掃活動
山江村老人クラブ連合会	386人	地域の花植え活動、シルバーヘルパーによる友愛訪問活動、地域の清掃活動、村内各種イベントへの参加
山江村民生委員児童委員協議会	18人	独居・高齢者夫婦世帯等への訪問・安否確認などの福祉活動（地域の見守り・生活支援・相談）、子どもたちへの声かけ運動、村内各種行事等への参加・協力
清流会	5人	井出の口の川清掃活動（鯉を守る活動）
個人ボランティア	4人	生きがいデイサービス、レクリエーションなどの活動
		さまざまなイベント会場や施設等にて、家にある花を活用して花を生けるボランティア
		チャリティコンサートの開催
		イベント等の手伝いや、個人の家庭での手伝い等

資料：山江村社会福祉協議会（令和2年2月現在）

6 地域福祉に関する施設等の状況

山江村内の児童福祉分野の施設等の状況をみると、保育園が3園、小学校が2校、中学校が1校となっています。

高齢者福祉分野の施設等の状況をみると、介護老人保健施設が1か所、地域包括支援センターが1か所、小規模多機能型居宅介護施設が1か所となっています。

障がい福祉分野の施設等の状況をみると、就労継続支援 A 型事業所が1か所となっています。

＜地域福祉に関する施設等の状況＞

分野	施設の種類	施設名称
児童 福祉分野	保育園	章鹿倉保育園／山江保育園／万江保育園
	小学校	山田小学校／万江小学校
	学童クラブ	章鹿倉学童クラブ／山江保育園学童クラブ／まえ学 童クラブ
	中学校	山江中学校
高齢者 福祉分野	介護老人保健施設	山江老人保健施設
	地域包括支援センター	山江村地域包括支援センター
	小規模多機能型居宅介護施設	黎明館
障がい 福祉分野	就労継続支援 A 型事業所	ふれあいワーク山江

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第6次山江村総合振興計画では、むらの将来像として「ひと×資源×暮らし つながる 活力・魅力生まれる山江村」を掲げています。

また、村民誰もが安心して過ごすことができるむらづくりのためには、行政による健康・福祉に関する支援はもちろん、村民が地域のなかで互いに支え合うことが大切です。行政や地域による様々な支援の充実や、村民の福祉意識の醸成を通して、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、村民誰もが住み慣れた地域のなかで、安心して過ごすことができる地域社会の実現を目指します。

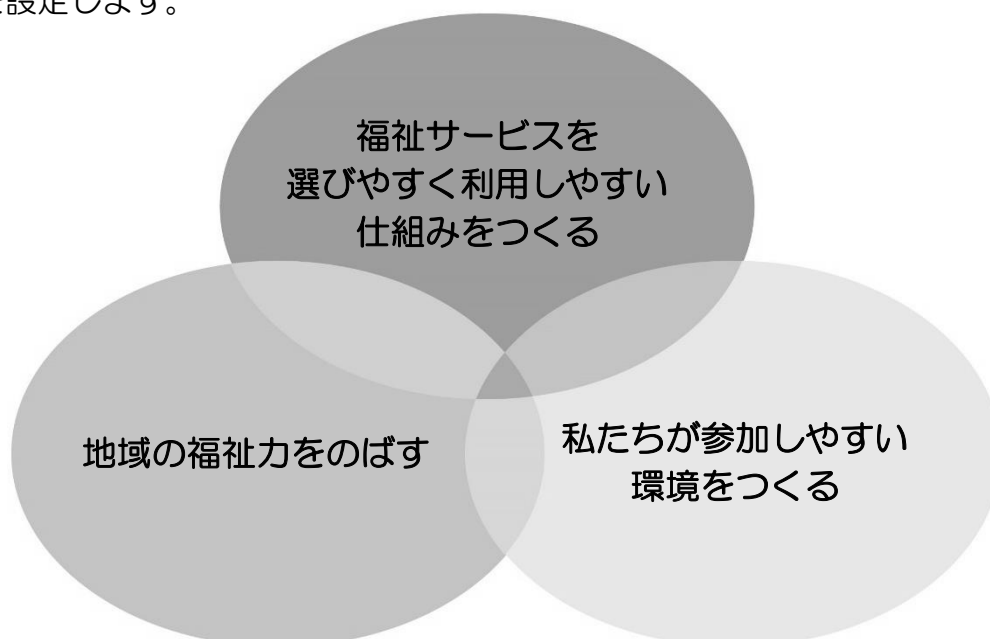
本計画では、こうした方向性を踏まえ、地域住民や関係団体、行政がともに助け合い・支え合うことで、誰もが心身健康に暮らすことができるむらを目指します。

<基本理念>

誰もが心身健康に暮らせるむらづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、社会福祉法第107条で掲げられている5つの「地域福祉計画に盛り込むべき事項」に基づき、本計画における基本目標として、以下の3本の柱を設定します。



基本目標1 福祉サービスを選びやすく利用しやすい仕組みをつくる

住民一人ひとりが安心感のある豊かな暮らしを送るために、障がいの有無や年齢、立場の違いにかかわらず、誰もが必要なときに適切な福祉に関する支援を利用できる地域をめざします。

このため、情報提供や相談支援体制の仕組みづくりとともに、権利擁護・苦情解決の推進によって、福祉に関する支援を利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

基本目標2 地域の福祉力をのばす

本人の努力や家族による支援を地域全体で支えるために、地域の人たちの参加や協力、公的機関や社会福祉法人、福祉サービス事業者などによる支援がバランスよく活用できるとともに、それらの連携により、質の高い、より良いサービスが醸成されるむらをめざします。

このため、福祉サービスの提供体制の充実を図り、地域や関係機関がともに協力し合えるネットワークづくりとともに、生活環境・緊急時の支援体制の整備によって、地域福祉の向上に取り組みます。

基本目標3 私たちが参加しやすい環境をつくる

村民が福祉の担い手としての意識を高め、一人ひとりができることをできる方法で実行していくため、誰もが気軽に地域社会や地域における福祉活動に参加することができる地域をめざします。

このため、交流の場や学びの機会をつくるとともに、参加しやすい地域活動やボランティア活動の機会を提供し、社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

3 取り組みの体系

基本理念	基本目標	施策の柱	取り組み
誰もが心身健康に暮らせるむらづくり	1 福祉サービスを選びやすく 利用しやすい仕組みをつくる	(1) 情報提供の充実	①情報提供の充実
		(2) 相談支援体制の充実	①身近な相談支援の充実 ②公的な相談支援体制の充実
		(3) サービス利用者の権利擁護	①権利擁護の充実 ②苦情解決の推進
	2 地域の福祉力をのばす	(1) 地域のネットワークの整備	①関係機関のネットワークの充実 ②福祉サービスネットワークの構築
		(2) 安全・安心を支える 体制づくり	①地域における見守りネットワーク 活動の充実 ②地域における防災体制の強化
		(3) 福祉サービスの質の向上	①福祉サービス事業者の質の向上
	3 私たちが参加しやすい環境をつくる	(1) 心のバリアフリーの推進	①福祉教育・人権教育の推進
		(2) 人に優しい環境づくり	①社会参加の支援
		(3) 交流・ふれあいの場の充実	①地域における交流や集いの場の充実
		(4) ボランティア活動の推進	①地域におけるボランティア機会の 提供 ②ボランティアの人材育成・確保

第4章 取り組みの内容

基本目標 1 福祉サービスを選びやすくする仕組みをつくる

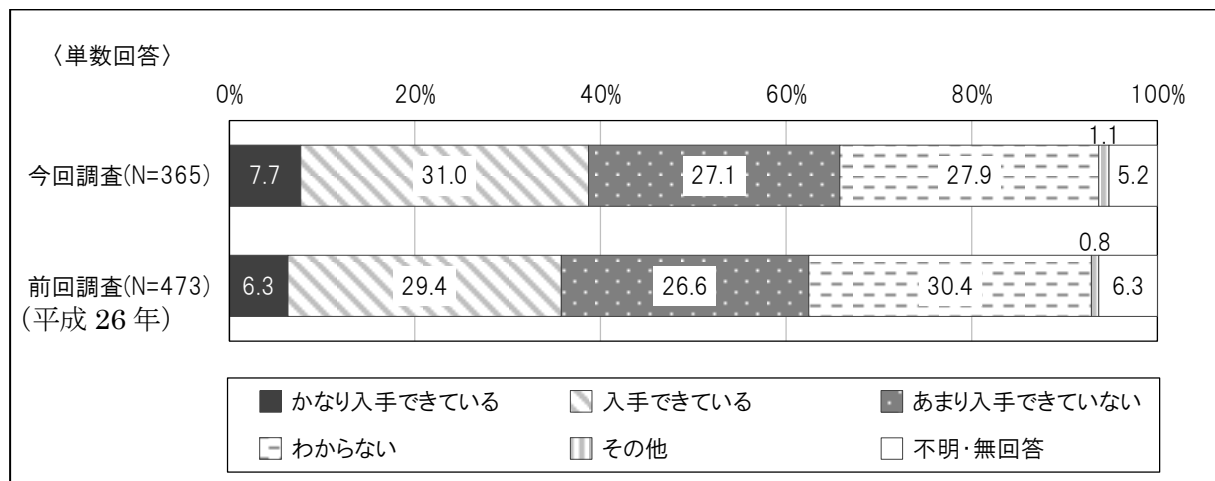
(1) 情報提供の充実

現状・課題

① 福祉サービスに関する情報の入手状況について

福祉サービスに関する情報の入手状況について、「かなり入手できている」と「入手できている」を合わせた『入手できている』が38.7%、「あまり入手できていない」が27.1%となっています。

また、前回調査と比較すると、「かなり入手できている」「入手できている」と回答した人の割合が前回調査よりわずかに高くなっていますが、「あまり入手できていない」の割合についても増加がみられます。

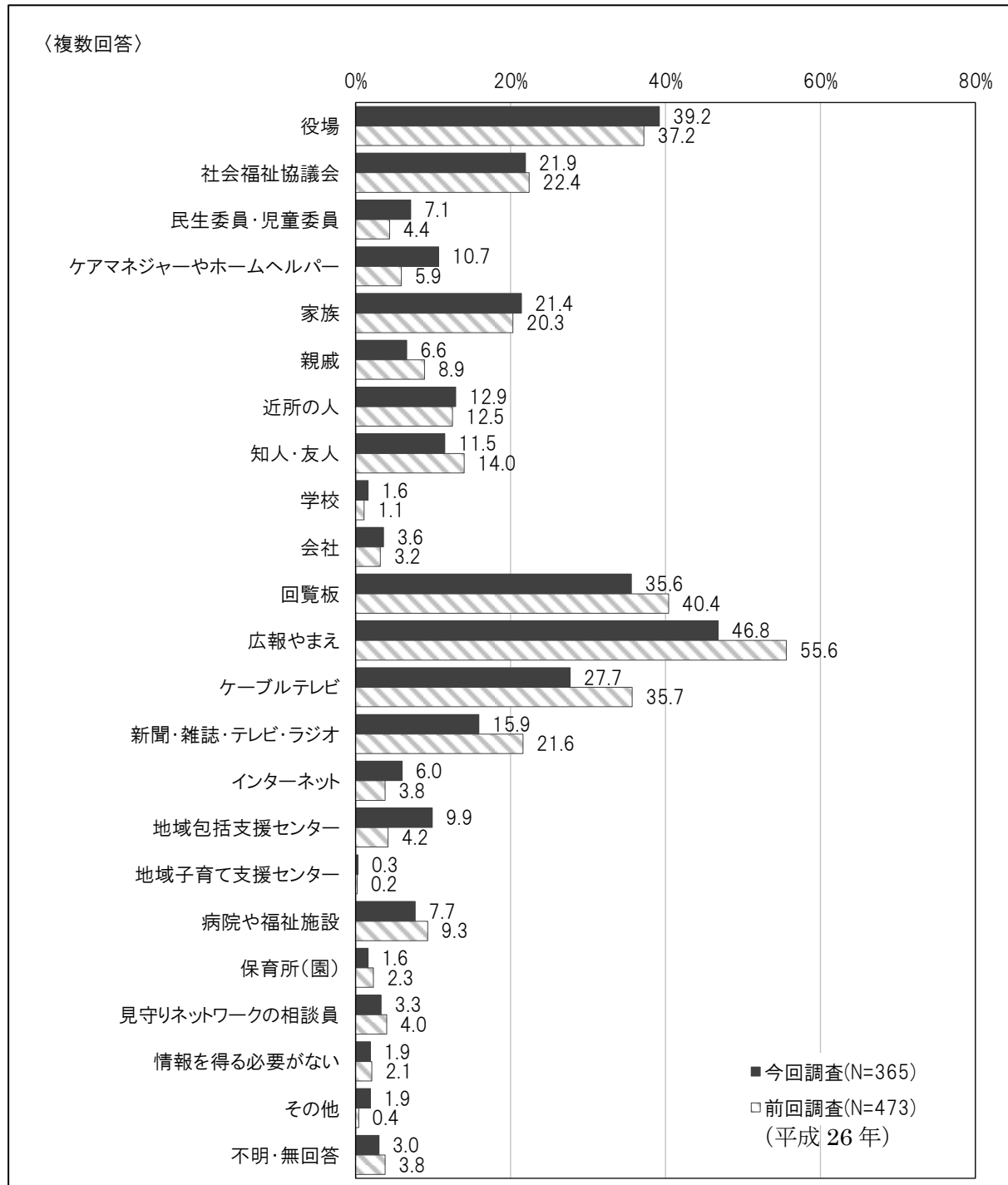


令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

② 福祉サービスに関する情報の入手先について

福祉サービスに関する情報の入手先について、「広報やまえ」が46.8%で最も高く、次いで「役場」が39.2%、「回覧板」が35.6%と続いています。

また、前回調査と比較すると、「回覧板」「広報やまえ」「ケーブルテレビ」「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」で割合が減少している一方、「民生委員・児童委員」「ケアマネジャーやホームヘルパー」「インターネット」「地域包括支援センター」では増加がみられます。



令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

取り組み内容**取り組み① 情報提供の充実****公助 行政が取り組むこと**

- 福祉サービスに関する制度や施設、福祉サービス事業者情報や、各福祉制度の改正など引き続き「広報やまえ」やホームページ、SNS、ケーブルテレビなどを活用し、情報提供の充実を図ります。
- 利用できるサービスの内容について、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員と協力し、本人・家族に説明を行う機会を設け、きめ細かな情報提供の充実を図ります。
- 利用者の状況に応じて必要な情報が得られる相談窓口対応の充実、及び周知を図ります。
- 情報の入手が困難な高齢者や障がいのある人などには、その家族に対しても丁寧に説明するなど、情報が行き届くように努めます。
- 若者だけでなく、高齢者や障がいのある方も利用しやすいホームページの作成に努めます。
- パンフレットなどの作成においては、見やすくわかりやすい工夫を行います。
- ICT の活用を検討し、生活に密着した地域医療や生活情報などの推進に取り組みます。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 地域の情報を得にくい人に対しては、日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝達します。
- 区長や民生委員・児童委員、見守り協力員などによる見守り活動のなかで、福祉に関する支援の情報を提供します。
- 民生委員・児童委員など、地域の相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。
- 情報化推進員が、情報入手に必要な ICT 機器の操作について指導・助言を行います。
- 地域活動や作業を通じて身近な地域の情報交換をし、情報を共有します。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 広報誌や回覧板などをよく読み、福祉に関する支援についての知識を身につけます。
- 福祉に関する講演会や研修会などに参加するよう心がけます。
- 福祉に関する支援について、どのような支援が必要なのかということを周囲に求めると同時に、積極的に発信します。

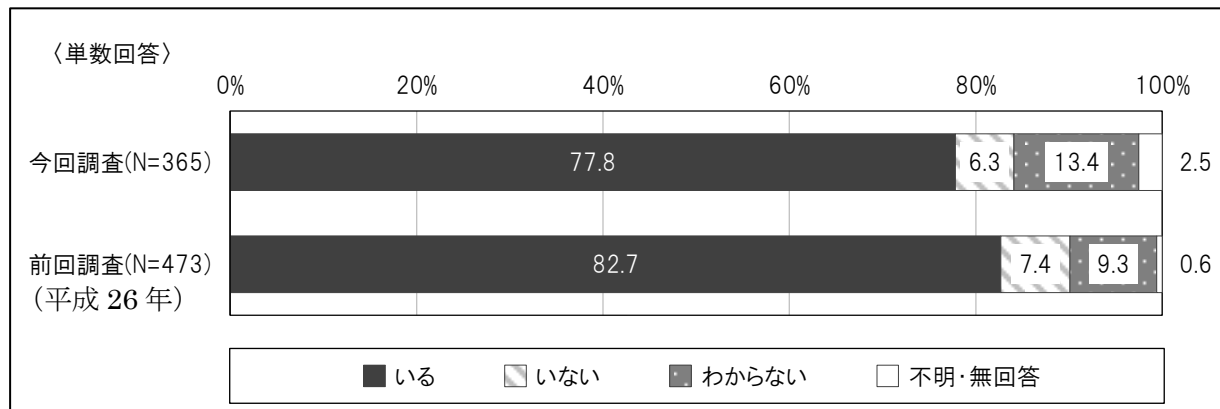
(2) 相談支援体制の充実

現状・課題

① 暮らしや福祉に関する困りごとや悩みについて相談する人の有無

暮らしや福祉のことで困っていることや悩みを相談する人の有無について、「いる」が77.8%、「わからない」が13.4%、「いない」が6.3%となっています。

前回調査と比較すると、「わからない」の割合が前回調査より増加している一方で、「いる」で減少がみられます。

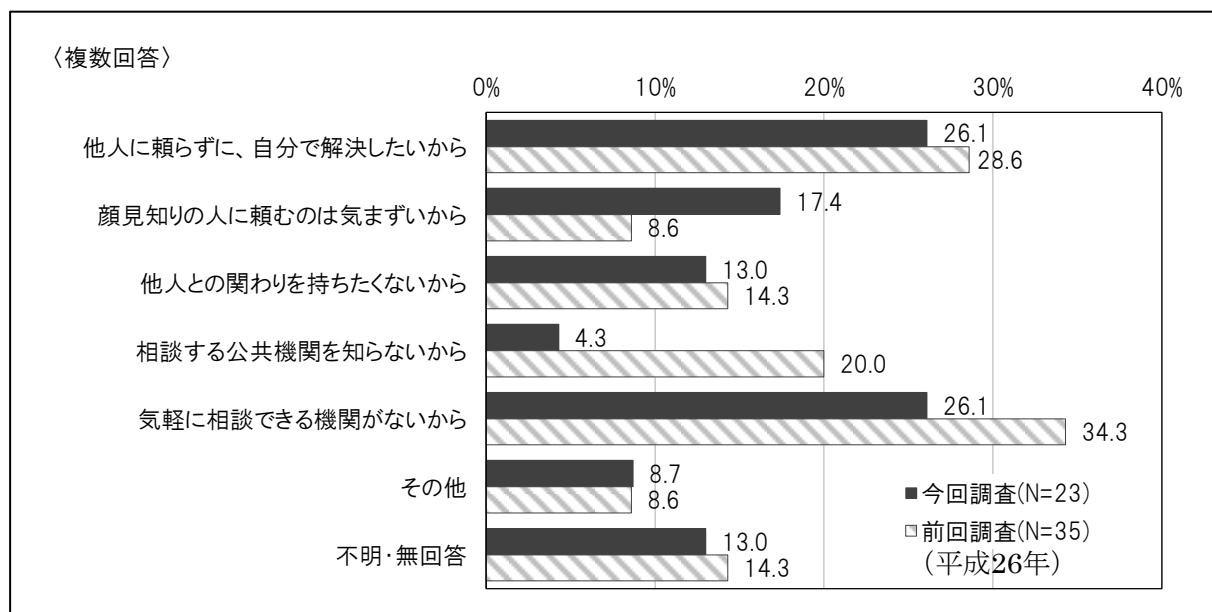


令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

② 相談する人がいない理由

困っていることや悩みについて相談する人がいない理由について、「他人に頼らずに、自分で解決したいから」「気軽に相談できる機関がないから」が26.1%で最も高く、次いで「顔見知りの人に頼むのは気まずいから」が17.4%、「他人との関わりを持ちたくないから」が13.0%となっています。

前回調査と比較すると、「顔見知りの人に頼むのは気まずいから」の割合が増加している一方、「相談する公共機関を知らないから」では他の項目と比較して特に減少がみられます。



令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

取り組み内容**取り組み① 身近な相談支援の充実****公助 行政が取り組むこと**

- 地域において相談支援に携わる人たちに対し研修の機会をつくり、相談支援体制の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員等による相談事業について、周知及び支援の充実を図ります。
- 相談支援が、住民にとってより身近なものになるよう、地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいくアウトリーチ型の支援を進めます。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 区長や民生委員・児童委員、母子保健推進員等による相談活動の活性化とともに、お互いの協力関係を強化します。
- 相談支援に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 本人や家族の悩みをひとりで抱え込まず、地域の相談支援に携わる人たちに気軽に相談します。

取り組み② 公的な相談支援体制の充実

公助 行政が取り組むこと

- 福祉保健センター「健康の駅」を活用し、子育てサロンを実施し、保護者の交流の場や育児不安の解消など育児支援の充実を図ります。
- 高齢者福祉に関する相談支援を充実させるため、地域包括支援センターの多職種がチームとして連携し、介護保険サービスやインフォーマルサービスを含めた地域の社会資源、関係機関とのネットワークを活用しながら、横断的・多面的な援助を行います。
- 障がいのある人を対象とした相談支援事業の充実を図ります。
- 子育ての多様化するニーズに対応するため、子育て支援員や保健師、栄養士が連携し、保護者の不安や悩みに迅速に対応できるよう、訪問活動の充実を図ります。
- 通いの場や認知症カフェ、介護予防事業などを通じて、高齢者が気軽に相談や語り合いができる体制の充実を図ります。
- 地域で自立した生活が確保できるよう、相談支援や見守りを行い、生活困窮者の状況の把握に努めます。
- 低所得者やひとり親家庭などの生活困窮者に対して、熊本県や関連機関と連携し、必要な情報の共有や適切な支援を進めていきます。
- 生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制を構築するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携しての相談支援や、地域住民とのネットワークづくりに取り組みます。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 専門的な相談支援が必要な人について、適切に行政機関へつなぎます。
- 各種相談窓口の活用を呼びかけます。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどを利用して、相談窓口に関する情報を収集します。
- 本人や家族だけで悩みを抱え込まず、積極的に行政の相談窓口を利用するよう心がけます。

(3) サービス利用者の権利擁護

現状・課題

① サービス利用について

◎在宅・施設サービスの充実や相談支援・権利擁護について

一人親世帯や支援度の高い利用者の将来が安心できる福祉サービスが十分でない。相談支援事業所の認知度が低い。以前からすると権利擁護も意識されてきているが、随所に不十分な部分が見受けられると思う。

ヘルパー不足で十分なサービス支援が行えない。休日・夜間のサービスが人員不足のため困難。

福祉サービス以外で、障がいのある当事者の集える場が少ない。

介護保険制度は周知されているが、障がい福祉サービスの存在が理解されていない。

平成29年 山江村障がい福祉計画改定に係るヒアリング調査

取り組み内容

取り組み① 権利擁護の充実

公助 行政が取り組むこと

- 人吉球磨成年後見センターと連携し、成年後見制度について周知・啓発し、利用の促進を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業について周知・啓発し、利用の促進を図ります。
- 個人情報の取り扱いに関する啓発を図ります。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 個人情報の取り扱いやプライバシーについて、十分注意を払います。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を深めるための機会をつくります。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 成年後見制度や日常生活支援事業を必要に応じて活用するよう心がけます。

取り組み② 苦情解決の推進

公助 行政が取り組むこと

- 福祉サービスについて、利用者との連携に努め、苦情など気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。
- 地域住民からの福祉サービス利用にあたっての苦情等には、速やかに対応します。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 福祉サービス利用者が不利益を被っている場合は、関係機関に相談するよう働きかけます。
- 福祉サービス事業者は、利用者の権利擁護のため、利用者からの苦情解決対応の充実を図ります。
- 福祉サービス事業者は、苦情相談窓口及び第三者委員会を設置し、苦情の適正な解決に努めます。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 福祉サービスに関する苦情がある場合は、苦情相談窓口などを活用します。

基本目標2 地域の福祉力をのばす

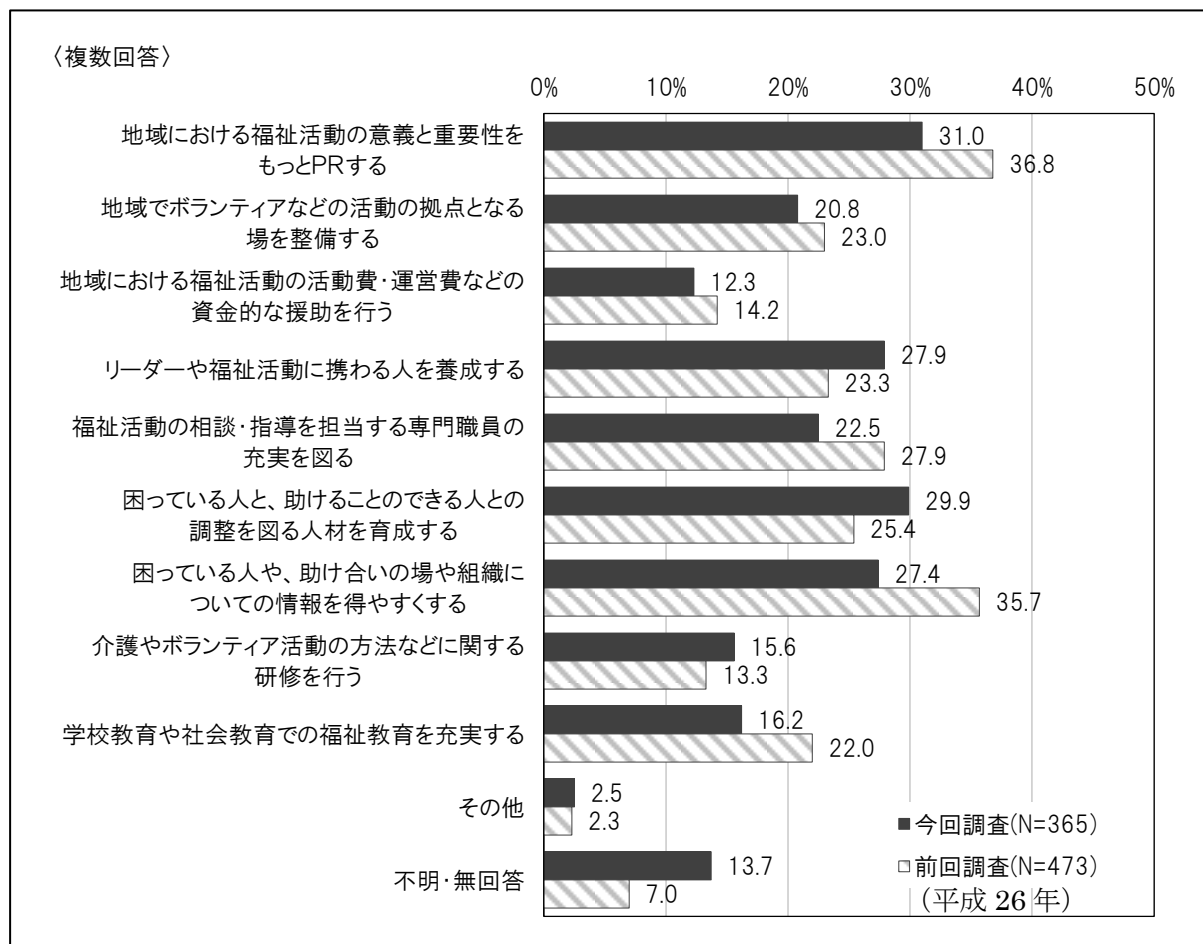
(1) 地域のネットワークの整備

現状・課題

① 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要だと思うことについて、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が31.0%で最も高く、次いで「困っている人と、助けることのできる人との調整を図る人材を育成する」が29.9%、「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」が27.9%となっています。

前回調査と比較すると、「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」「困っている人と、助けることのできる人との調整を図る人材を育成する」「介護やボランティア活動の方法などに関する研修を行う」の割合が前回調査から増加しています。

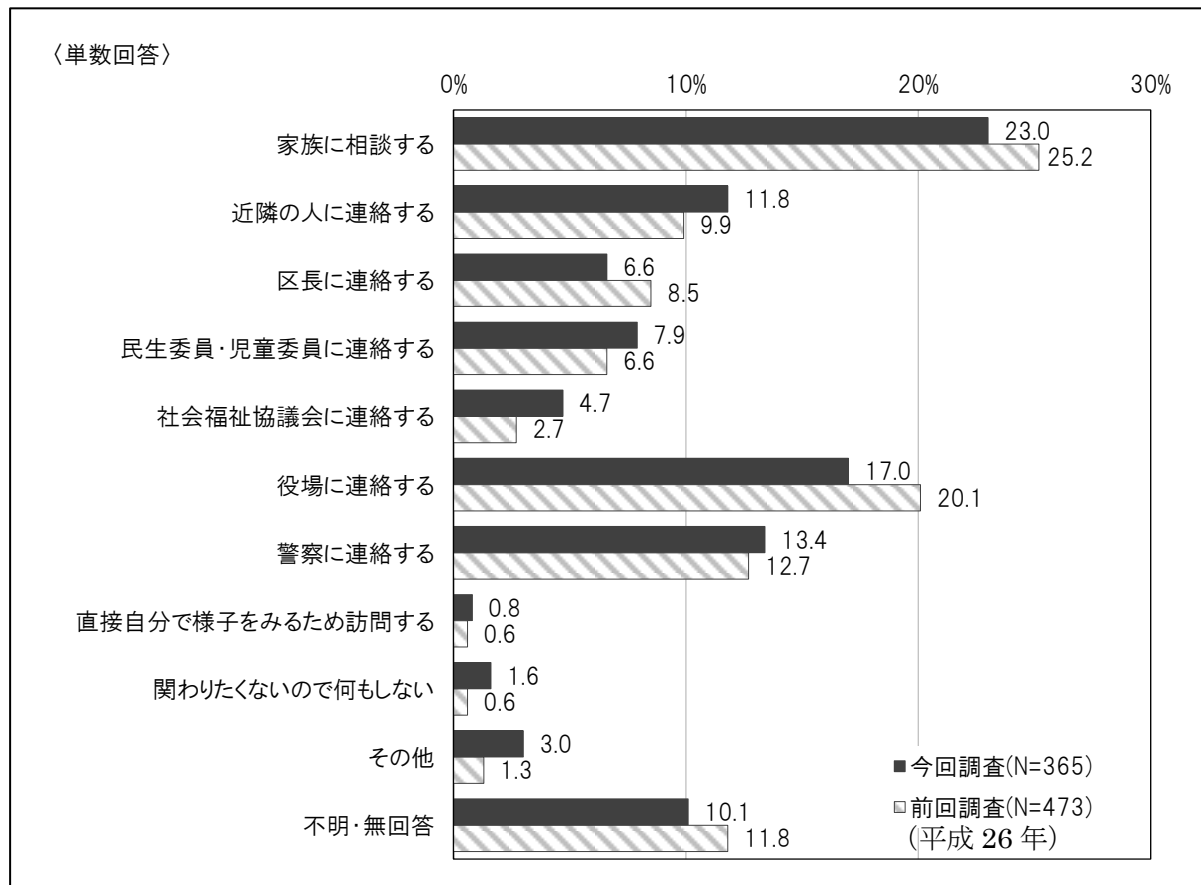


令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

② 高齢者の孤独死や児童虐待などが起きるおそれのある状況を知った際の対応

高齢者の孤独死や児童虐待などが起きるおそれのある状況を知った場合の対応について、「家族に相談する」が23.0%となっています。次いで「役場に連絡する」が17.0%、「警察に連絡する」が13.4%と続いており、身近な人に連絡する人が多いことがうかがえます。

前回調査と比較すると、「近隣の人に連絡する」「民生委員・児童委員に連絡する」「社会福祉協議会に連絡する」「警察に連絡する」「関わりたくないので何もしない」において割合の増加がみられます。



令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

取り組み内容

取り組み① 関係機関のネットワークの充実

公助 行政が取り組むこと

- 山江村社会福祉協議会と連携を図り、見守りネットワークの活動を推進し、今後も継続的な見守りの充実を図っていきます。
- 個人や団体の情報交換の場として、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS の活用を充実します。
- 高齢者分野だけでなく、各福祉分野の連携強化を図るため、行政と関係団体、地域の代表者が話し合う場を設けます。
- 人吉球磨圏域で確立している「人吉球磨地域高齢者徘徊 SOS ネットワーク」を活用し、常に地域で認知症の方を見守る仕組みづくりを行います。
- 「くまもとメディカルネットワーク」を活用した医療・介護の連携を推進し、診療情報等の迅速かつ適切な共有を図るため、「くまもとメディアカルネットワーク」の地域住民への周知・広報、利用促進を図ります。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 区長、民生委員、児童委員、母子保健推進員、青年団、老人クラブ等の連携強化を図るため、情報交換の場を設けます。
- 地域保健委員会を通じて、子育て支援に関する情報交換や共有を行い、保育園、PTA、学校、行政の連携強化を図ります。
- 地元企業と地域の連携を深めるため、役員会や行事等への企業の参加を呼びかけます。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 徘徊の恐れのある認知症の方が家族にいる場合は、「人吉球磨地域高齢者徘徊 SOS ネットワーク」を活用します。
- 「くまもとメディカルネットワーク」に登録し、診療情報の共有を図ります。

取り組み② 福祉サービスネットワークの構築

公助 行政が取り組むこと

- 行政における関連部署間の情報交換と連携の強化を図るため、各福祉分野で定期的な連絡会を開催します。
- 地域の高齢者福祉及び介護保険事業、障がい者福祉に関わるサービス提供者間の連絡会議を組織し、情報交換や連携強化を図ります。
- 随時、地域ケア会議を開催し、対象者を高齢者に限定せず多職種で広く実施します。
- 児童虐待の早期発見・防止のために、関係機関によるネットワークの構築を図り、情報交換とケース検討会議を開催し、虐待を受けている子どもや、虐待をしている親に対するケアの充実に取り組みます。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 連絡会を開催し、民生委員・児童委員間の連携強化を図ります。
- 福祉サービスに関わっている地域ボランティア間の情報交換や連携を深める場の充実を図ります。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 自分の周囲で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついた時は、支援につながるよう、役場や警察など関係機関へ、すみやかに連絡します。

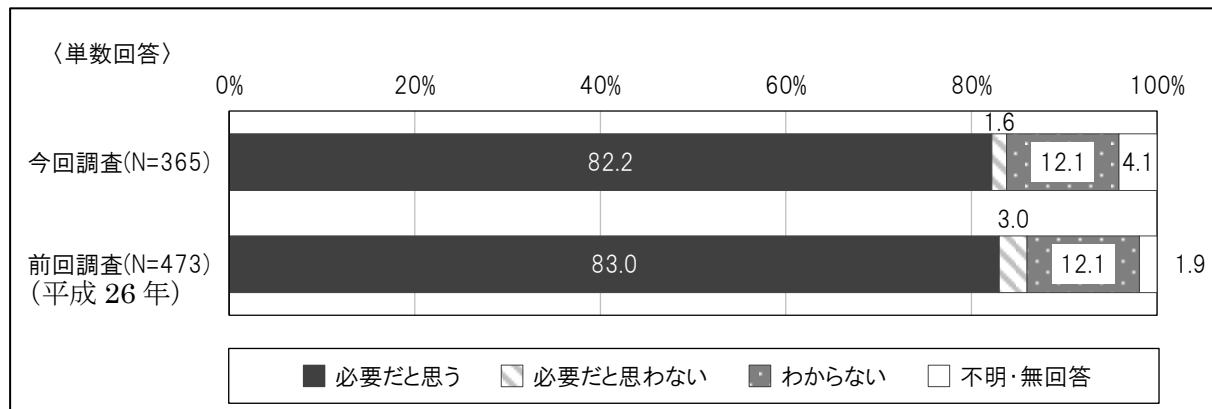
(2) 安全・安心を支える体制づくり

現状・課題

① 地域での見守りの必要性

地域での見守りの必要性について、「必要だと思う」が82.2%と最も高く、「必要だと思わない」が1.6%、「わからない」が12.1%となっており、ほとんどの人が地域での見守りが必要だと考えている状況となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はみられませんでした。

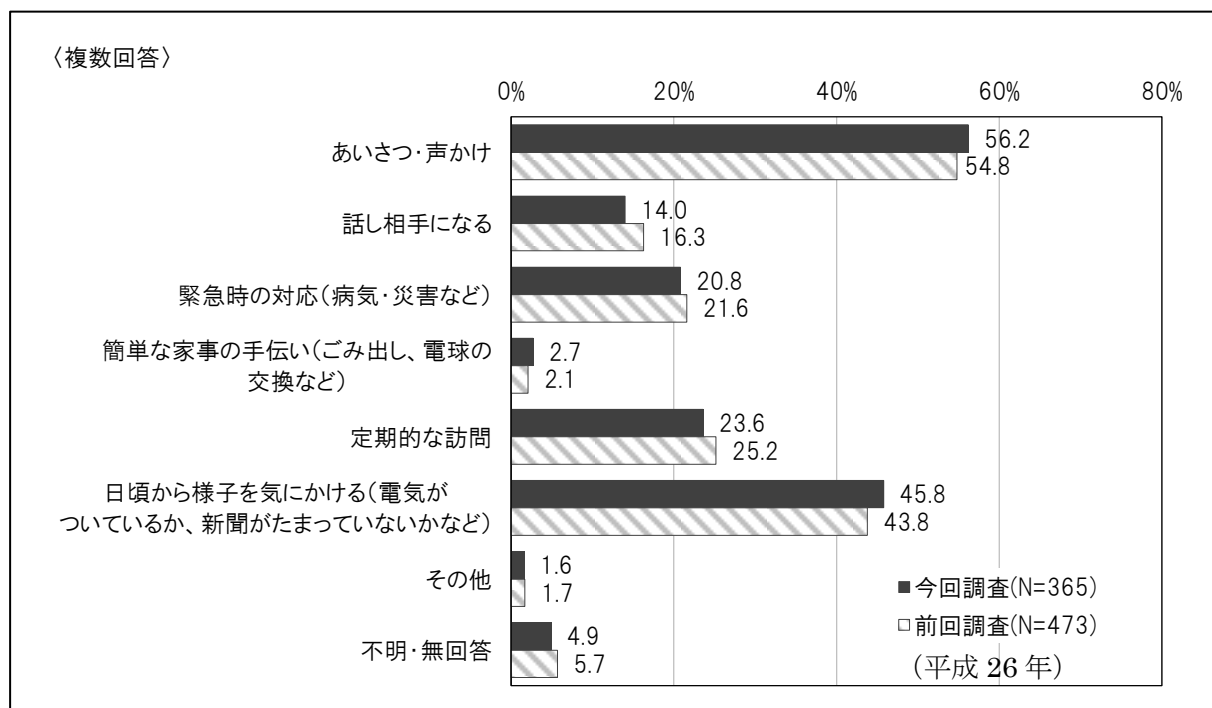


令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

② 地域での見守りについて期待する活動

地域での見守りで期待する活動は、「あいさつ・声かけ」が56.2%と最も高く、次いで「日頃から様子を気にかける」が45.8%、「定期的な訪問」が23.6%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はみられませんでした。

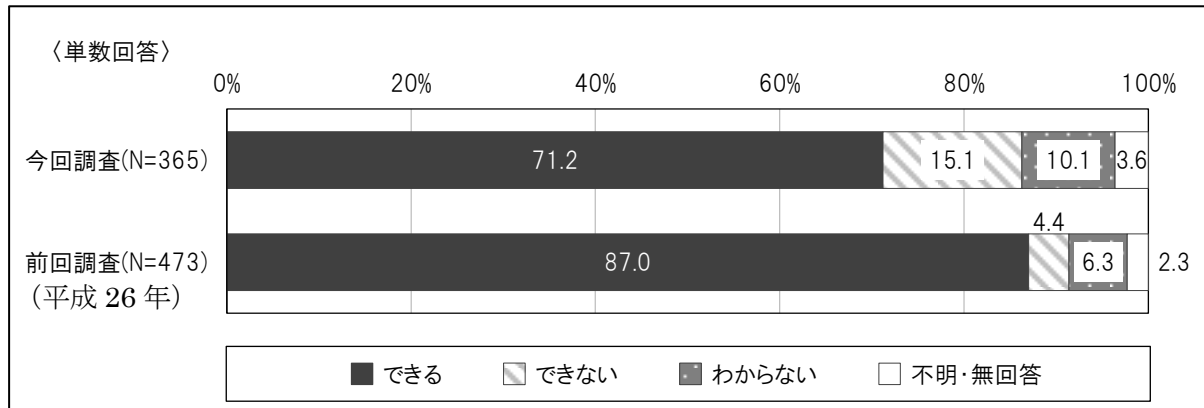


令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

③ 災害時に一人で避難できるか

地震などの災害時の避難について、一人で避難することが「できる」が71.2%、「できない」が15.1%となっています。

前回調査と比較すると、「できる」の割合が前回調査より約16%減少しています。また、「できない」については約10%の増加がみられます。

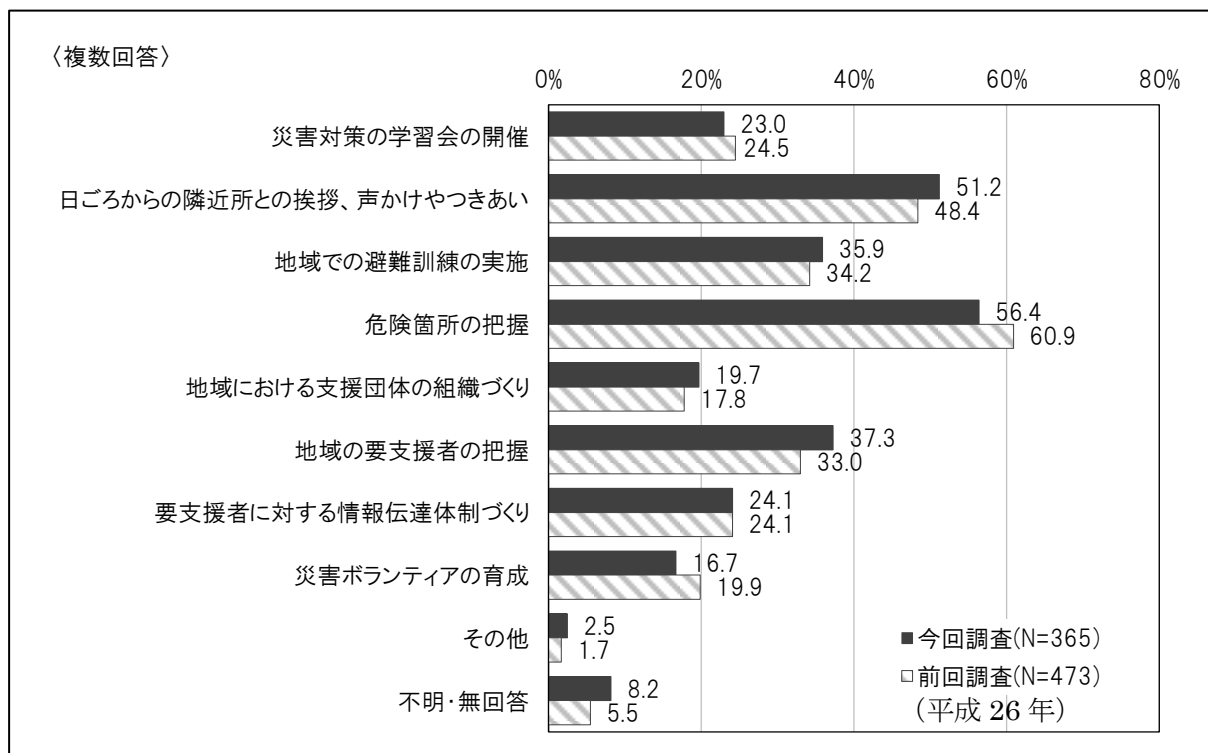


令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

④ 災害発生時の備えとして、重要だと思うこと

災害発生時の備えとして、重要だと思うことについて、「危険箇所の把握」が56.4%で最も高く、次いで「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけやつきあい」が51.2%、「地域の要支援者の把握」が37.3%が続いています。

前回調査と比較すると、「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけやつきあい」、「地域での避難訓練の実施」「地域における支援団体の組織づくり」「地域の要支援者の把握」において増加がみられます。



令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

取り組み内容**取り組み① 地域における見守りネットワーク活動の充実****公助 行政が取り組むこと**

- 地域全体として子どもたちを見守る体制を強化するため、「子ども110番」の協力者の拡大に取り組みます
- 見守りネットワーク活動の構築・強化に向けて関係団体を支援します。
- 住民の防犯意識を高めるため、関連する広報活動や講座を開催するなど、各種の啓発活動を推進するとともに、ケーブルテレビを活用したわかりやすい広報に努めます。
- 防犯ボランティアによる登下校時の見守り活動を充実します。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 地域ぐるみで見守りや声かけ活動に取り組みます。
- 高齢者や地域の人たちによる登下校時の見守り活動を充実・強化します。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへ声をかけ、訪問活動を充実・強化します。
- 悪徳商法に関する情報の共有を図り、被害に遭わないよう呼びかけます。
- 見守り活動を組織的に進めていくため、見守りネットワークの構築・展開について話し合う場を設けます。
- 地域の活動や行事などを活用しながら、定期的な防犯教室を開催します。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 地域の活動や行事などに参加するよう心がけます。

取り組み② 地域における防災体制の強化

公助 行政が取り組むこと

- 消防や警察、関係機関との連携を図り、支援を必要としている方を対象とした避難行動要支援者の緊急時の対応の充実を図ります。
- 災害時マップの更新を行い、災害時における避難場所等の周知を図ります。
- 緊急通報システムの充実を図るとともに、緊急通報装置利用者の状況把握に努めます。
- 適切な避難体制の整備を行うとともに、防災会議等において避難経路や方法、福祉避難所についての周知を図ります。
- 地域住民と避難経路や避難方法を確認し、地域防災マップの更新・周知を図ります。
- 見守りネットワークを活用し、災害時や緊急時における避難行動要支援者の把握を行うとともに、個人情報の取り扱いに十分注意した情報共有を図ります。
- 住民の防災意識を高めるため、関連する広報活動や防災訓練・避難訓練を開催するなど、各種防災活動の充実に努めます。
- 防災行政無線や告知端末機を利用し、緊急時の連絡体制の充実を図ります。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 地域で日頃から緊急時の体制を整えます。
- 防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、地域で避難訓練を実施します。
- 災害発生時の安否確認・支援に協力します。
- 避難場所の設定や情報提供について、行政と各地区で連携・調整を行います。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 災害時にすぐに避難できるよう、日ごろから防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきます。
- 避難行動要支援者名簿の作成や活用について理解し、協力します。
- 地域の防災訓練や避難訓練に関する取り組みに参加します。

(3) 福祉サービスの質の向上

現状・課題

① 介護が必要となった場合どこで介護を受けたいか

介護が必要になった場合はどこで介護を受けたいかについて、「自宅」が50.7%と最も高く、約半数が在宅での介護を望んでいる状況となっています。

		合計	見守り 声かけ	買い物	生活の 手助け	外出支 援	特にな し	その他
全 体		730	318	167	158	125	169	25
		100.0	43.6	22.9	21.6	17.1	23.2	3.4
性・年齢別								
男 性	65～69 歳	109	42	18	22	16	26	4
		100.0	38.5	16.5	20.2	14.7	23.9	3.7
	70～74 歳	58	26	16	15	11	15	1
		100.0	44.8	27.6	25.9	19.0	25.9	1.7
	75～79 歳	53	22	14	9	12	12	3
		100.0	41.5	26.4	17.0	22.6	22.6	5.7
	80～84 歳	41	14	8	4	3	10	2
		100.0	34.1	19.5	9.8	7.3	24.4	4.9
	85 歳以上	27	12	3	3	1	7	1
		100.0	44.4	11.1	11.1	3.7	25.9	3.7
	男性全体	288	116	59	53	43	70	11
		100.0	40.3	20.5	18.4	14.9	24.3	3.8
女 性	65～69 歳	117	53	28	30	25	29	2
		100.0	45.3	23.9	25.6	21.4	24.8	1.7
	70～74 歳	83	42	17	16	13	14	3
		100.0	50.6	20.5	19.3	15.7	16.9	3.6
	75～79 歳	83	44	24	21	16	12	3
		100.0	53.0	28.9	25.3	19.3	14.5	3.6
	80～84 歳	96	36	25	25	15	28	2
		100.0	37.5	26.0	26.0	15.6	29.2	2.1
	85 歳以上	63	27	14	13	13	16	4
		100.0	42.9	22.2	20.6	20.6	25.4	6.3
	女性全体	442	202	108	105	82	99	14
		100.0	45.7	24.4	23.8	18.6	22.4	3.2
家族構成別								
	1 人暮らし	100	59	33	28	17	13	1
		100.0	59.0	33.0	28.0	17.0	13.0	1.0
	夫婦 2 人暮らし（配 偶者 65 歳以上）	233	108	59	52	48	51	12
		100.0	46.4	25.3	22.3	20.6	21.9	5.2
	上記以外	397	151	75	78	60	105	12
		100.0	38.0	18.9	19.6	15.1	26.4	3.0

平成 29 年 山江村第 7 期介護保険事業計画策定に係るニーズ調査結果報告書

取り組み内容

取り組み① 福祉サービス事業者の質の向上**公助 行政が取り組むこと**

- 福祉サービスについて住民に意見を聞く機会を設け、ニーズの把握に努めます。
- 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- 社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、必要な支援に関する実態把握を行います。
- 関係機関と連携し、福祉サービス事業者の質の向上に向けた研修会を実施します。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 福祉サービス事業者等は利用者ニーズと地域特性を踏まえ、地域の中で不足している福祉サービスの実施・創出に努めます。
- 福祉サービス利用者のニーズに的確に対応していくため、福祉サービスの質を向上させるとともに、新しい分野を積極的に開拓していきます。
- サービス事業者は、内部研修の実施や外部研修へ積極的に参加します。
- サービス事業者は、福祉サービスの質の向上に努めます。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めます。

基本目標3 私たちが参加しやすい環境をつくる

(1) 心のバリアフリーの推進

現状・課題

① 差別や偏見に関する意見

◎障がいのある人の地域社会への参加について
バリアフリーになっていない。
まだまだ身近なところで障がい者に対する偏見や差別観が根付いているのが現状ではないか。障がい者が1人で抵抗なく地域社会に出ていくには、まだ不十分な世の中だと思う。
地域社会への参加時の送迎システムがはっきりしていない。
人吉、球磨地域は広範囲なため、当事者会などの参加が難しく、つながりが作りづらい。
身体障がいの方は移動手段の確保が難しく、視覚障がいの方は同行・ガイドができる方が少ない。

平成29年 山江村障がい福祉計画改定に係るヒアリング調査

<住民や関係団体の意見から>

- ◇地域との交流会を増やす。
- ◇事業を通して積極的に社会参加し、障がいに対する理解をひろめていく。
- ◇他人事ではなく少しでも自分事と意識していただけるようなきっかけづくり。
- ◇ボランティア養成を通じた当事者とのふれあいの場の提供。

取り組み内容

取り組み① 福祉教育・人権教育の推進

公助 行政が取り組むこと

- 福祉をテーマとしたイベントなどを実施し、福祉意識の啓発を図ります。
- ボランティア活動や福祉活動のPRを通じて、地域福祉活動の大切さを広報・啓発します。
- 人権教育や心の教育を推進し、いじめ防止や生きる力、心の豊かさを育てる教育を充実します。
- 福祉について身近な話題をテーマとした講演会等を開催します。
- 障がいについて理解の促進を図るため、関係機関と連携し、講演会や学習会の開催を検討します。
- 地域や学校などで、認知症サポーター養成講座を開催します。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 各種団体等と連携し、地域で身近な福祉に関する理解を深める活動を行います。
- 身近な福祉の問題について考え、理解する場を設けます。
- 地域活動や地域福祉活動への参加を広く呼びかけます。
- 地域で福祉や人権に関する勉強会や研修等を開催します。
- 子育て世帯、障がいのある人、高齢者などとの交流の機会を充実します。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 人権や福祉についての学習会などに参加し理解を深めます。
- 育児や子育ての不安解消、介護や支援の方法に関する学習会などに参加します。

(2) 人に優しい環境づくり

現状・課題

① 日常生活が不自由になったときに必要なこと。

日常生活が不自由になった時、地域でしてほしいことについてみると、「見守り・声かけ」が43.6%と最も高く、次いで「特になし」が23.2%、「買い物」が22.9%となっています。家族構成別にみると、特に、1人暮らし「見守り・声かけ」「買い物」「生活の手助け」の割合が高くなっています。

		合計	見守り 声かけ	買い物	生活の 手助け	外出支 援	特にな し	その他
全 体		730	318	167	158	125	169	25
		100.0	43.6	22.9	21.6	17.1	23.2	3.4
性・年齢別								
男 性	65～69 歳	109	42	18	22	16	26	4
		100.0	38.5	16.5	20.2	14.7	23.9	3.7
	70～74 歳	58	26	16	15	11	15	1
		100.0	44.8	27.6	25.9	19.0	25.9	1.7
	75～79 歳	53	22	14	9	12	12	3
		100.0	41.5	26.4	17.0	22.6	22.6	5.7
	80～84 歳	41	14	8	4	3	10	2
		100.0	34.1	19.5	9.8	7.3	24.4	4.9
	85 歳以上	27	12	3	3	1	7	1
		100.0	44.4	11.1	11.1	3.7	25.9	3.7
	男性全体	288	116	59	53	43	70	11
		100.0	40.3	20.5	18.4	14.9	24.3	3.8
女 性	65～69 歳	117	53	28	30	25	29	2
		100.0	45.3	23.9	25.6	21.4	24.8	1.7
	70～74 歳	83	42	17	16	13	14	3
		100.0	50.6	20.5	19.3	15.7	16.9	3.6
	75～79 歳	83	44	24	21	16	12	3
		100.0	53.0	28.9	25.3	19.3	14.5	3.6
	80～84 歳	96	36	25	25	15	28	2
		100.0	37.5	26.0	26.0	15.6	29.2	2.1
	85 歳以上	63	27	14	13	13	16	4
		100.0	42.9	22.2	20.6	20.6	25.4	6.3
	女性全体	442	202	108	105	82	99	14
		100.0	45.7	24.4	23.8	18.6	22.4	3.2
家族構成別								
	1 人暮らし	100	59	33	28	17	13	1
		100.0	59.0	33.0	28.0	17.0	13.0	1.0
	夫婦 2 人暮らし（配 偶者 65 歳以上）	233	108	59	52	48	51	12
		100.0	46.4	25.3	22.3	20.6	21.9	5.2
	上記以外	397	151	75	78	60	105	12
		100.0	38.0	18.9	19.6	15.1	26.4	3.0

平成29年 山江村第7期介護保険事業計画策定に係るニーズ調査結果報告書

現状・課題

取り組み① 社会参加の支援

公助 行政が取り組むこと

- 独居高齢者や障がいのある人等を対象にした「外出支援事業」や「地域生活支援事業」の充実を図ります。
- やまえ乗合バス「まるおか号」の停留所や便数について見直しを行い、交通手段の確保・充実を図ります。また、広報誌やケーブルテレビなどで運行方法を周知します。
- 社会福祉協議会の福祉移送タクシーを充実し、移動の確保を図ります。
- 移動手段のない方が、買い物難民とならない対策に取り組めます。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 高齢者や障がい者等の日常生活の小さな困り事に隣近所で協力します。
- 移動販売や宅配サービスを活用します。
- 公共施設や交通機関について、日常的な利用の中で感じる不便なところなどの情報を提供します。

自助 自分や家族が取り組むこと

- 移動や買い物に困っている方がいたら、できる範囲で手助けするよう心がけます。

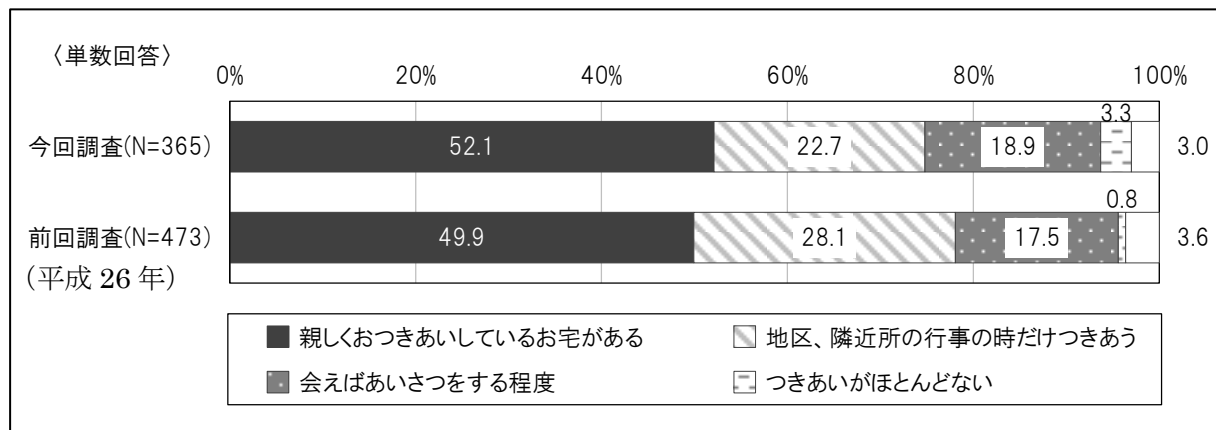
(3) 交流・ふれあいの場の充実

現状・課題

① 近所づきあいの状況

近所の人とのつきあいについて、「親しくおつきあいしているお宅がある」が52.1%と最も高く、次いで「地区、隣近所の行事の時だけつきあう」が22.7%、となっており、近所づきあいは比較的できている状況となっています。

前回調査と比較すると、「親しくおつきあいをしているお宅がある」がわずかに増加しています。また、「会えばあいさつをする程度」「つきあいがほとんどない」などのつきあいがほとんどないという回答についても増加がみられます。

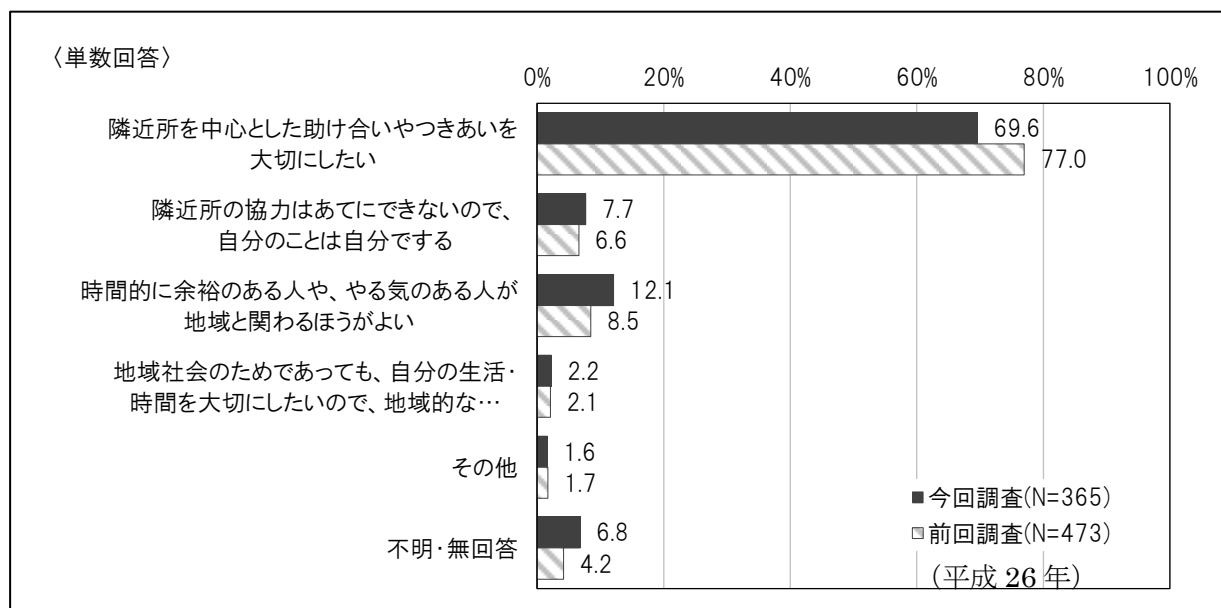


令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

② 地域での人と人との関わりについて

地域での人と人との関わりについて、「隣近所を中心とした助け合いやつきあいを大切にしたい」が69.6%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「隣近所を中心とした助け合いやつきあいを大切にしたい」で減少がみられます。



令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

取り組み内容

取り組み① 地域における交流や集いの場の充実

公助 行政が取り組むこと

- 福祉保健センター「健康の駅」や各地区の公民館を活用し、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集まれるサロンなどの身近な居場所づくりに努めます。
- 子育て経験者と子育て中の保護者との交流の機会を充実します。
- 各種媒体を活用して福祉に関するイベントや講座の情報提供に努め、積極的な参加を呼びかけます。
- 住民の交流を促進するため、誰もが気軽に参加できるイベントを企画・実施します。
- 地域活動の場として学校の運動場や体育施設、えほんの森等の活用を進めます。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 交流や集いの場の企画・運営に関して、地域における話し合いの場を設けます。
- 地域の高齢者と子どもなどがふれあえる、世代間交流につながる行事や活動を充実します。
- 高齢者や障がいのある人、その家族が気軽に集い、交流できる場や機会を充実します。
- 公民館を中心に地域活動の拠点づくりを進めます。

自助 自分や家族が取り組むこと

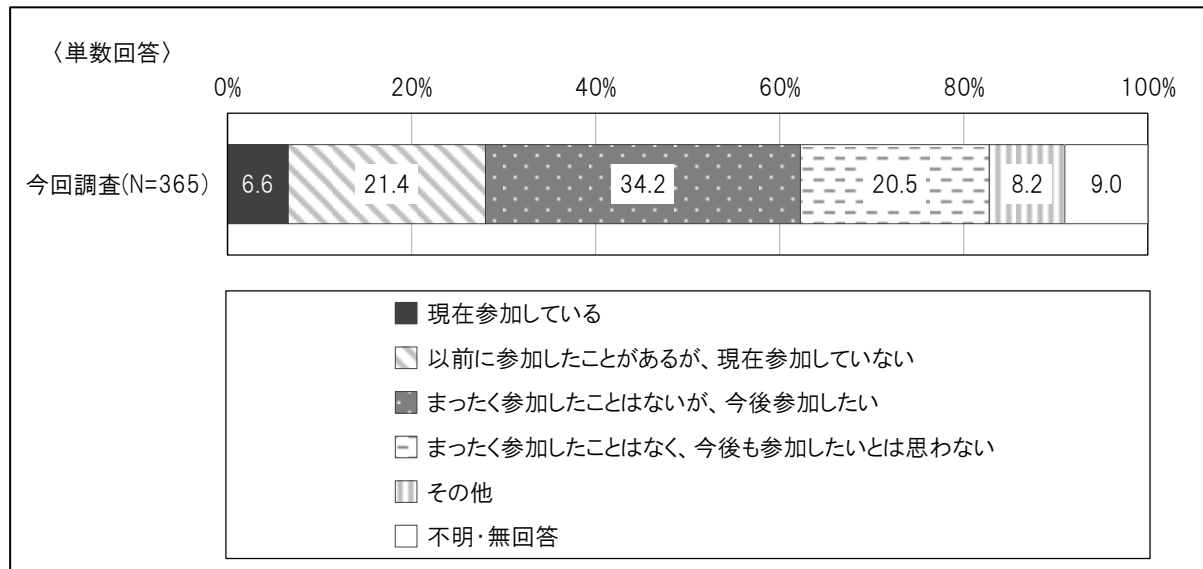
- 自分や家族が興味のある交流の機会について、情報を収集し参加するように心がけます。
- 地域の行事や活動に関心を持ち、周囲にも声をかけながら積極的に参加するよう心がけます。
- 子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。

(4) ボランティア活動の推進

現状・課題

① 個人的なボランティア活動の参加について

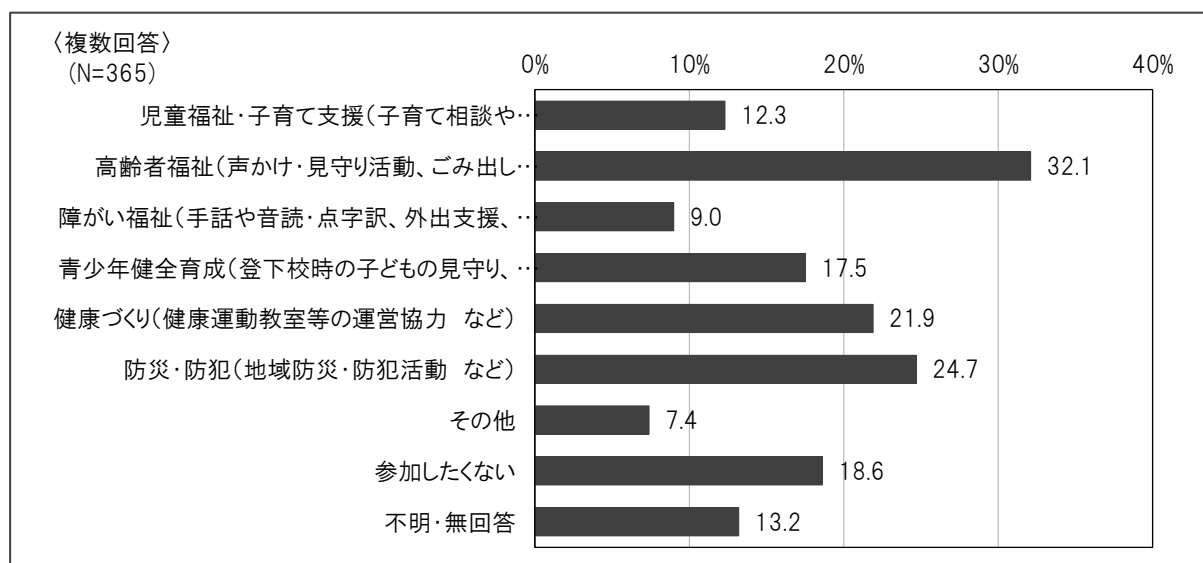
個人的にボランティア活動に参加したことがあるかについてみると、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が34.2%と最も高く、次いで「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が21.4%、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が20.5%となっています。



令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

② 地域活動やボランティア活動などの参加について

地域活動やボランティア活動などに参加したいと思うかについて、「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロンの支援 など）」が32.1%と最も高く、次いで「防災・防犯（地域防災・防犯活動 など）」が24.7%、「健康づくり（健康運動教室等の運営協力 など）」が21.9%となっています。



令和元年 山江村地域福祉計画に関するアンケート調査結果報告書

取り組み内容**取り組み① 地域におけるボランティア機会の提供****公助 行政が取り組むこと**

- ボランティア活動に関する周知・啓発を図ります。
- ボランティア団体やNPOの活動充実に向けた支援に取り組みます。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- 地域におけるボランティア活動の場を充実します。
- ボランティア活動に関する情報提供や協力者の募集について、広報誌やケーブルテレビを活用します。

取り組み② ボランティアの人材育成・確保**公助 行政が取り組むこと**

- 介護予防サポーターの養成講座を開催し、ボランティアの養成に努めます。
- 介護支援ボランティアポイント制度を周知し、ボランティアの確保に努めます。
- ボランティア団体間の交流を支援します。
- ボランティアによる支援を求める人と活動を希望する人の結びつきをスムーズに行うためのコーディネート機能の強化を図ります。
- ボランティア団体に関する情報を取りまとめ、データベース化及びその提供に取り組みます。

互助・共助 地域や団体が取り組むこと

- ボランティアの楽しさ・やりがいを伝える懇談会を開催します。
- ボランティア活動に参加しやすいきっかけづくりを進めます。
- 見守りネットワーク活動の協力員の確保・育成に努めます。
- ボランティア連絡協議会を中心に、ボランティア関連団体のネットワークを強化します。

自助 自分や家族が取り組むこと

- ボランティア活動を理解し、参加する気持ちを大切にします。
- 介護予防サポーター養成講座など、ボランティア養成講座に積極的に参加します。
- 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。

第 5 章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している村民自身です。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

（１）住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、ボランティアなどの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画することに努めます。

（２）福祉サービス事業者及びNPOの役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

（３）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

（４）行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。

2 計画の評価・見直し

本計画は、地域福祉の推進に向けた基本的な理念や地域と行政の協働と役割分担の仕組み、そして、地域と行政による重層的な支え合い、助け合いの仕組みづくりについて示しています。

今後、具体的な施策・事業を進めるとともに、村の事業や地域における活動の取り組みを評価・点検し、本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していきます。

資料編

1 山江村地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 11 月 21 日

告示第 92 号

(設置)

第 1 条 地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための山江村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に関し、必要な事項を審議するため社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、山江村地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域福祉計画の立案・策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の調査及び研究に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる団体又は機関の代表者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 社会福祉を目的とする関係団体の代表者
- (5) 村民を代表する者
- (6) その他計画策定に必要な者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱をした日から地域福祉計画策定終了までとし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 山江村地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	団体名	役職	分野	備考
谷川 安照	山江村民生委員・児童委員協議会	会長	民生委員・児童委員	委員長
川村 悦子	山江村婦人会	会長	社会福祉を目的とする関係団体の代表者	副委員長
藤本 誠一	山江村教育委員会	教育長	学識経験者	
久保山 雅史	山江村社会福祉協議会	事務局長	保健・福祉関係者	
村坂 智子	山江村地域包括支援センター	係長	保健・福祉関係者	
中村 征生	山江村ボランティア連絡協議会	会長	社会福祉を目的とする関係団体の代表者	
川内 孝之	山江村未来塾 100 人委員会 福祉部会	部会長	村民を代表する者	

3 計画策定の経緯

策定委員会	開催内容	開催年月日
第1回策定委員会	(1) 地域福祉計画の概要について (2) 山江村地域福祉策定に関するアンケート調査結果について (3) 山江村地域福祉計画について (4) その他	令和2年 2月7日
第2回策定委員会	(1) 第4期山江村地域福祉計画（案）について (2) その他	令和2年 2月20日

4 用語解説

あ行

■アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組。

■インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援のこと。

地域での見守りのような、家族、近隣、民生委員・児童委員、ボランティアなどによる援助。

■NPO

社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

か行

■協働

様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。

■くまもとメディカルネットワーク

熊本県内の病院・診療所・薬局・介護施設などの間で参加者の情報を共有し、質の高い医療や介護を受けることができるシステム。くまもとメディカルネットワークに参加するためには、参加同意書が必要となる。検査データ、画像データ、紹介状など、紹介先に電子的に送られるので、医療関係者同士の情報共有がより効率的に行うことができ、お薬・介護に必要な情報を共有することで、参加者の健康をサポートし住み慣れた地域で安心して生活できるよう見守ることができる。

さ行

■社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

■社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

■情報化推進員

平成 29 年より山江村で各行政区に 1 人配置されている。地区でタブレットやスマートフォンなど ICT 機器の操作等に困っている方の手助けを行ったり、タブレットを活用し災害箇所の画像を役場に情報提供するなど、ICT 機器を活用した活動を行う。

■身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～6 級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

■生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施等の支援を行うための措置を講ずることが定められている。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1 級、2 級、3 級とされている。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

■地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任ケアマネージャーと、3 職種が業務分担することになる。センターはこの 3 職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーを支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

は行

■避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ら行

■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

第4期山江村地域福祉計画

発行年月 令和2年3月

発行 熊本県 山江村

編集 山江村 健康福祉課

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356-1

TEL:0966-23-3978(直通) / FAX:0966-24-5669